

城端線・氷見線再構築検討会 設置要綱

令和5年7月30日制定

1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第23条第1項により、城端線・氷見線に係る鉄道事業再構築実施計画(以下「実施計画」という。)の策定に関する検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会は、城端線・氷見線再構築検討会(以下「検討会」という。)と称する。

3 検討事項

法第23条第2項により、実施計画に定めることとされた事項及びその他必要な事項について検討する。

4 構成及び運営

- (1) 検討会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーにより構成する。
- (2) 会長は、富山県知事をもって充てる。
- (3) 会長は、検討会を代表し、検討会の会務を総理する。
- (4) 会長は、必要に応じ、検討会の下に作業チームを置くことができる。
- (5) 会長を含む委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- (6) その他、検討会の運営に必要な事項は、会長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 会議の議決方法は、委員の全会一致を原則とするが、全会一致が著しく困難であると認められる場合は過半数の委員の賛成をもって決することとし、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。
- (2) 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会の一部又は全部を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる検討については、その限りにおいて非公開で行うものとする。

6 庶務

検討会の庶務は、富山県交通政策局広域交通・新幹線政策課が行う。

附 則

この要綱は、令和5年7月30日から施行する。

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

別表

委員	富山県知事
	高岡市長
	氷見市長
	砺波市長
	南砺市長
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長
	あいの風とやま鉄道株式会社代表取締役社長
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長